

長崎労働局発表
平成29年1月19日

長崎労働局労働基準部監督課
担当 監督課長 楠本 明彦
専門監督官 俵 勝利
電話 095 - 801 - 0030

建設現場年末一斉監督を実施

～ 県内156現場を臨検監督、違反率は53.8% ～

長崎労働局(局長 大塚崇史)では、年度末に向けて工事請負量が増加し建設業における労働災害の発生が懸念されることから、平成28年12月1日から20日の間にわたり、県内6労働基準監督署において建設現場に対する一斉監督を実施しました。

【監督結果の概要】

- 1 労働安全衛生法違反で改善指導等を行った現場は全体の53.8%(156現場のうち84現場)です。
- 2 主な違反内容は、
 - ・元方事業者が下請事業者の安全管理を行っていなかったもの 51現場
 - ・足場や高所の作業場所に墜落防止措置を講じていなかったもの 46現場
 であり、これらは建設業特有の請負形態や高所作業により発生する違反と言えます。
- 3 18現場に対して作業停止命令等の行政処分を行いました。
なお、作業停止命令等行政処分の件数は、昨年度より1件少ないですが高い数字です。

【監督結果の詳細】

表1 建設現場の違反状況

	監督現場数	違反現場数	違反率(%)
平成28年度	156	84	53.8
土木工事	85	32	37.6
建築工事	60	44	73.3
平成27年度	141	92	65.2
土木工事	60	31	51.7
建築工事	71	55	77.5
平成26年度	141	89	63.1
土木工事	57	25	43.9
建築工事	75	56	74.7

内訳工事種別に「その他」(電気工事等)は含みません。

表2 建設現場における違反の主な内容

主な違反内容	違反現場数			主な内容
	28年度	27年度	26年度	
【安全衛生管理面】 元方事業者が下請事業者の安全管理を行っていなかったもの	51 (32.7%)	58 (41.1%)	38 (27.0%)	・元方事業者(元請)が災害を防止するための必要な措置を講じていないこと(安衛法 29・30)
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業場所に墜落・転落防止措置を講じていなかったもの	46 (29.5%)	66 (46.8%)	52 (36.9%)	・高所(高さ2m以上)作業を行うにあたり作業床(足場)又は墜落のおそれがある所に囲い等を設けていないこと (安衛則 519・653) ・足場に適切な手すりを設けていないこと(安衛則 563・655)
【安全な通路】 労働者が使用するための安全な通路を設けていなかったもの	15 (9.6%)	18 (12.8%)	14 (9.9%)	・労働者が使用するための安全な通路を設けていないこと(安衛則 540)
【車両系建設機械】 車両系建設機械を適正に使用していなかったもの	12 (7.7%)	13 (9.2%)	11 (7.8%)	・車両系建設機械作業にかかる作業計画を作成していないこと(安衛則 155) ・運転中の車両系建設機械に接触のおそれのある箇所に労働者を立ち入らせていること(安衛則 158) ・運転者が運転席から離れるときにバケットを地上に下ろしていないこと(安衛則 160)
【自主点検】 自主検査を実施していなかったもの	4 (2.6%)	3 (2.1%)	5 (3.5%)	・車両系建設機械について1年以内に1回、定期的に検査を行っていないこと(安衛則 167)
【クレーン】 クレーン取り扱いに係る違反	11 (7.1%)	7 (5.0%)	6 (4.3%)	・移動式クレーン作業にかかる作業計画を作成していないこと (クレーン則 66 の 2)

安衛法は労働安全衛生法(法律)のことです。安衛則は労働安全衛生規則(省令)のことです。

クレーン則はクレーン等安全規則(省令)のことです。

(作業停止命令等の概要)

法令違反が確認された現場のうち、放置することにより労働者に急迫した危険があると認められた18現場に対し作業停止又は立入禁止などを命令する行政処分を行いました。

作業停止命令等の件数はここ3年間ほぼ変わらず高い数字です。

表3 作業停止命令等の件数

命令件数	
平成28年度	18
平成27年度	19
平成26年度	19

【災害発生状況と今後の取組み】

(1) 災害発生状況

長崎労働局管内における平成28年の死亡災害件数は、12月31日現在で12件(前年同期13件)であり、そのうち7件(前年同期7件)が建設業となっています。

また、建設業の死傷災害(死亡災害を含む休業4日以上労働災害)は、12月31日現在で183件(前年同期188件)と対前年比2.7%減となっています。

表4 長崎労働局管内の労働災害発生状況(12月31日現在)

	平成28年		平成27年		平成26年	
	死傷災害	死亡災害	死傷災害	死亡災害	死傷災害	死亡災害
全産業	1,331	12	1,245	13	1,321	11
建設業	183	7	188	7	204	3
土木工事	48	3	54	1	70	0
建築工事	97	3	102	5	94	2
その他の建設	38	1	32	1	40	1

(注:死傷災害:死亡災害を含む休業4日以上労働災害)

(注:その他の建設:電気通信工事業、機械器具設置工事業など)

表5 死亡災害発生状況(12月末現在)

		平成28年	平成27年	平成26年
全産業	全国	818	827	969
	長崎県	12	13	11
建設業	全国	269	291	359
	長崎県	7	7	3

(2) 今後の取組み

長崎労働局では、労働災害ゼロを目標に、「アクションZERO～長崎ゼロ災運動」(実施期間:平成28年12月1日～平成29年2月28日)を昨年度に引き続き展開しています。この運動には、昨年度よりも多い県内334事業場(うち、建設業者54事業場、建設工事現場40現場)が参加しています。

今後も長崎労働局においては、建設業を災害多発業種と捉え、労働災害防止に向け、監督指導を通じた労働災害防止対策の徹底を図っていきます。